

## 入札説明会における質問への回答書

令和元年12月26日

	質問内容	回答内容
1	入札説明書3ページ目に、「以上の各調書は、申請者の実印により証明を行うこと。」とあるが、代表者から支社長へ一切の権限を委任する委任状をもって、代表者印を支社長印に代えることはできるか。	支社長が契約を締結する権限を有する場合は、支社長印を押印していただくことで構いません。
2	入札の金額は65ヶ月分の総額ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	賃貸借契約満了後の機器返却の際、記録媒体の取扱としては、物理的な破壊を行うのか、それとも、ソフトウェアによるデータ消去を行うのか。	当県職員の立会いの上、物理破壊又は磁気破壊とする予定です。 なお、機器返却を含む機器撤去業務に関しては、今回の調達には含めていません。
4	入札説明書2ページの4(2)に、入札参加資格確認申請時の提出書類として「保守体制等を示す書面」とあるが、一方で、機器保守仕様書の1(3)に、契約締結後に提出する書類として「保守体制図」がある。 これはそれぞれの時期で提出する必要があるということか。	お見込みのとおりです。
5	実印を押印して提出する書類には、印鑑登録証明書を付ける必要があるか。	不要です。
6	契約書(案)の第23条に、「再委託禁止とするが、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で県に提出し、承認を得られた場合は再委託が行える」という旨の記載があるが、具体的な書式はあるのか。	様式は任意ですが、参考として「下請通知書」をお示しします。

7	<p>「保守体制等を示す書面」を入札参加資格確認申請時に提出することとなるが、保守業務を再委託する形でその書面を作成する場合、再委託についての県側の承認をもらう時期としてはいつになるのか。</p>	<p>保守業務を他社へ再委託する場合、県が再委託の承認を行うのは、契約締結後となります。なお、「保守体制等を示す書面」には再委託する場合の保守体制等を記載してください。</p>
---	--	--

# 下 請 通 知 書

年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄 様

(受注者)  
名 称

代表者

印

年 月 日契約の福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借に関する契約について下記のとおり通知します。

元 請 業 者	番 号 1	商号又は名称		
		代 表 者		
		契 約 金 額		
		技 術 責 任 者		
下 請 業 者	番 号 2	商号又は名称		
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
		技 術 責 任 者		
			直上の元請 の 番 号	1
	番 号 3	商号又は名称		
		代 表 者		
		所 在 地		
		予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
		下 請 の 内 容		
技 術 責 任 者				
		直上の元請 の 番 号		
番 号 4	商号又は名称			
	代 表 者			
	所 在 地			
	予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	下 請 の 内 容			
	技 術 責 任 者			
		直上の元請 の 番 号		

〔記入上の注意〕

- 1 全ての下請（2次下請以降も含む。）について記載すること。
- 2 「直上の元請の番号」の欄は、その業務を発注した業者の番号を記載すること。例えば番号2の業者が番号3の業者と下請契約を締結した場合、番号3の業者の「直上の元請の番号」は2となる。
- 3 記載欄が不足する場合は複数枚があってもかまわない。